

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第31号）（行財政局人事部給与課）

常勤職員との均衡等を考慮し、会計年度任用職員に支給する期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

改正前	改正後
100分の125	100分の127.5

この改正は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第31号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)